

「独立行政法人国立病院機構契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】  
独立行政法人国立病院機構  
本部 内部統制・監査部  
(契約監視委員会事務局)

令和6年度第3回独立行政法人国立病院機構契約監視委員会が、令和6年12月24日（火）に、国立病院機構本部大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

令和6年度 第3回 独立行政法人国立病院機構契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	令和6年12月24日（火） 国立病院機構本部大会議室
委員（敬称略）	増田正志（増田公認会計士事務所 公認会計士） 熊谷則一（涼風法律事務所 弁護士） 欠席 戸田光一（監事） 藤川裕紀子（監事）
審議事項	1 点検・見直しの審議について 2 今後のスケジュールについて
審議対象	○競争性のない随意契約 333件 ○入札結果が一者応札となったもの 175件 ○連続して一者応札・応募となったもの 25件
議事概要	<p>1 点検・見直しの審議について</p> <p>今回は、令和6年9月末日までに締結を行った契約の内、競争性のない随意契約、入札の結果一者応札・一者応募となった契約、連続して一者応札・一者応募となった契約について審議を行った。</p> <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のとおり指摘を行った。</li> </ul> <p>○ 競争性のない随意契約 333件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘なし 322件</li> <li>・指摘あり 11件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の必要性があること及び競争性がないことが客観的に判断できないことから、今後は一般競争入札により契約締結すること</li> <li>・緊急の必要性があることが客観的に判断できないことから、今後は一般競争入札により契約締結すること</li> <li>・緊急の必要性があることが客観的に判断できないことから、今後は契約期間を適切なものとし、一般競争入札により契約を締結すること</li> <li>・競争性がないことが客観的に判断できないことから、今後は一般競争入札により契約締結すること</li> <li>・緊急の必要性のあることが客観的に判断できないこと、また、より多くの業者が入札に参加できるよう、電力の切替えに要する期間も考慮の上、契約締結から履行開始までの期間を十分に確保すること</li> <li>・随意契約指針18-5に新規患者は含まれないため、新規患者分について次回以降は随意契約指針18-5の随意契約としないこと</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 一者応札 175件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘なし 140件</li> <li>・指摘あり 35件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数業者から参考見積を徴取すること</li> <li>・仕様書に定める要件のうち、「公的病院への導入実績があり、稼働中施設に250床以上の病院が5施設以上あること。」という要件が、他の業者の入札参加を困難にしていると考えられるため、次回の一般競争入札の際には、他の業者の入札参加に繋がるよう、「公的病院への導入実績があり、稼働中施設に250床以上の病院が5施設以上あること。」という要件の見直しを検討すること</li> <li>・仕様書に定める要件のうち、「放射線診断専門医の登録を100名程度有していること」という要件が、他の業者の入札参加を困難にしていると考えられるため、次回の一般競争入札の際には、他の業者の入札参加に繋がるよう、「放射線診断専門医の登録を100名程度有していること」という要件の見直しを検討すること</li> <li>・年度に契約する契約の一覧を作成し、複数人で確認するなど契約締結から履行開始までの期間を十分に確保できるように体制を整備すること</li> <li>・複数人で確認するなど契約締結から履行開始までの期間を十分に確保できるように体制を整備すること</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップ』について（平成24年9月7日付け総務省事務連絡）に従い、連続して一者応札・応募になった案件の改善に向けた取組内容等の点検を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検件数 25件</li> </ul> <p>2 今後のスケジュールについて</p> <p>開催日程については以下のとおり。 第4回 令和7年3月25日（火）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>